

(当初) 地域指定年度	昭和 46 年度
(当初) 計画策定年度	昭和 47 年度
(変更) 地域指定年度	平成 18 年度
(変更) 計画策定年度	平成 18 年度
(変更) 計画策定年度	平成 24 年度
特別管理地域の指定	昭和 54 年度(1 回目)
	平成 年度(回目)
	平成 年度(回目)
農林水産大臣等に送付する 計画の認可、公告の年月日	
法等 8 条認可年月日	平成 25 年 1 月 8 日
法等 12 条公告年月日	平成 25 年 1 月 11 日

尾道農業振興地域整備計画書

(変更案抜粋)

令 和 8 年 1 月

広 島 県 尾 道 市

法等 8 条認可年月日	平成 25 年 10 月 11 日	法等 8 条認可年月日	平成 31 年 4 月 10 日
法等 12 条公告年月日	平成 25 年 10 月 17 日	法等 12 条公告年月日	平成 31 年 4 月 12 日
法等 8 条認可年月日	平成 26 年 3 月 18 日	法等 8 条認可年月日	令和元年 11 月 20 日
法等 12 条公告年月日	平成 26 年 3 月 20 日	法等 12 条公告年月日	令和元年 11 月 22 日
法等 8 条認可年月日	平成 26 年 10 月 24 日	法等 8 条認可年月日	令和 2 年 3 月 25 日
法等 12 条公告年月日	平成 26 年 10 月 27 日	法等 12 条公告年月日	令和 2 年 3 月 27 日
法等 8 条認可年月日	平成 27 年 3 月 11 日	法等 8 条認可年月日	令和 2 年 11 月 25 日
法等 12 条公告年月日	平成 27 年 3 月 12 日	法等 12 条公告年月日	令和 2 年 11 月 27 日
法等 8 条認可年月日	平成 27 年 10 月 15 日	法等 8 条認可年月日	令和 3 年 4 月 2 日
法等 12 条公告年月日	平成 27 年 10 月 19 日	法等 12 条公告年月日	令和 3 年 4 月 7 日
法等 8 条認可年月日	平成 28 年 3 月 2 日	法等 8 条認可年月日	令和 3 年 11 月 9 日
法等 12 条公告年月日	平成 28 年 3 月 7 日	法等 12 条公告年月日	令和 3 年 11 月 11 日
法等 8 条認可年月日	平成 28 年 10 月 21 日	法等 8 条認可年月日	令和 4 年 3 月 2 日
法等 12 条公告年月日	平成 28 年 10 月 24 日	法等 12 条公告年月日	令和 4 年 3 月 4 日
法等 8 条認可年月日	平成 年 月 日	法等 8 条認可年月日	令和 年 月 日
法等 12 条公告年月日	平成 28 年 11 月 24 日	法等 12 条公告年月日	令和 4 年 3 月 15 日
法等 8 条認可年月日	平成 29 年 3 月 8 日	法等 8 条認可年月日	令和 4 年 11 月 25 日
法等 12 条公告年月日	平成 29 年 3 月 9 日	法等 12 条公告年月日	令和 4 年 11 月 28 日
法等 8 条認可年月日	平成 29 年 10 月 19 日	法等 8 条認可年月日	令和 5 年 3 月 23 日
法等 12 条公告年月日	平成 29 年 10 月 20 日	法等 12 条公告年月日	令和 5 年 3 月 27 日
法等 8 条認可年月日	平成 30 年 3 月 9 日	法等 8 条認可年月日	令和 5 年 10 月 13 日
法等 12 条公告年月日	平成 30 年 3 月 15 日	法等 12 条公告年月日	令和 5 年 10 月 17 日
法等 8 条認可年月日	平成 年 月 日	法等 8 条認可年月日	令和 6 年 3 月 19 日
法等 12 条公告年月日	平成 30 年 4 月 12 日	法等 12 条公告年月日	令和 6 年 3 月 21 日
法等 8 条認可年月日	平成 年 月 日	法等 8 条認可年月日	令和 6 年 10 月 31 日
法等 12 条公告年月日	平成 30 年 7 月 10 日	法等 12 条公告年月日	令和 6 年 11 月 5 日
法等 8 条認可年月日	平成 31 年 1 月 11 日	法等 8 条認可年月日	令和 7 年 3 月 21 日
法等 12 条公告年月日	平成 31 年 1 月 16 日	法等 12 条公告年月日	令和 7 年 3 月 26 日

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域にある現況農用地 3981.4ha(令和7年1月現在)のうち、市街化区域内の農用地を除き、概ね次に掲げる基準に該当する農用地 **1,493.92** haについて、農用地区域を設定する方針です。

- a 農振法第10条第3項で定められている土地
- b 中山間地域農業等の生産条件の不利を支援するため、農業上の利用を確保することが必要な農用地(中山間地域等直接支払制度の受益地)
- c 地域ぐるみで農地保全に関する共同活動を推進する農用地(多面的機能支払制度の受益地)
- d 農業生産基盤整備事業等の農業施策の対象農用地(ただし、基盤整備を実施するための一筆ごとの編入は認めない)

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域における(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域を設定します。

なお、これらに関連する主な農業用施設用地は次のとおりです。

地区番号	農業用施設の名称	位置(集落名等)	面積(ha)	農業用施設の種類
A-2	市原ぶどう組合選果場	木ノ庄町 市原	1.0	選果場、事務所、倉庫、堆肥舎、防除施設
A-2	畠ぶどう組合選果場	木ノ庄町 畠	0.2	事務所、倉庫、防除施設
A-2	上小味ライスセンター	原田町 上小味	0.1	糲乾燥調整施設
A-2	小原西ライスセンター	原田町 小原西	0.1	糲乾燥調整施設
C-2	鶏舎	因島重井町 字先勘口	0.6	飼養管理施設
			2.0	

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等の設定については、将来、具体的な増加を見込まないことから、原則設定しないものとします。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本農業振興地域における農業は、丘陵・沿岸地域及び島しょ部地域の野菜類及び柑橘類、落葉果樹類の近代的な農業経営と、中山間地域の山間地帯の軟弱野菜、果樹類、水稻の組み合わせによる経営の二つの型があります。今後、規模拡大による経営感覚に優れた企業的農家育成のため、次の現況農用地区域に田、畑、樹園地、として利用できる農地を確保します。

島しょ部地域においては、温暖な気象条件を活かした柑橘類を中心とした果樹園芸農業及びわけぎ、きぬさや等の施設園芸が展開されており、収益性の高い作物・作型を導入するなど、都市近郊農業が営まれています。今後の土地利用については、これらに関連する優良な農地を中心に保全を図ることとし、必要に応じて農業生産基盤の整備を行います。

丘陵・沿岸地域においては、立地や気象条件を活かした野菜類や果樹類などの園芸農業が営まれています。また、都市近郊という立地条件を活かした施設園芸が展開され、収益の高い作物、作型が導入されています。今後は、農家の高齢化による荒廃園の増加が見込まれますが、定年帰農者などを含めた担い手対策を強化して産地の維持・発展を目指すこととし、優良農地の保全に努めます。

中山間地域においては、米の生産調整・山林・宅地等への転用によりやや減少しつつあります。水田については、年々計画的には場整備事業を実施していますが、引き続きほ場整備・暗渠排水・農道等の整備をすすめ生産条件を高めていく必要があります。また、農業生産法人や地域農業集団の育成強化を進める中で、作付地の集団化、高収益作物の導入、不作付地の解消・地力の増進及び田畠輪換等による農用地の高度利用を図ります。畠については、軟弱野菜などの栽培を進めます。今後の土地利用については、現況農用地等を基本とし、優良農地の確保に努めます。

1,498.75

本農業振興地域における現況農用地等 ha のうち、~~1,506.29ha~~ ^{8 1}について農用地区域（農地、農業用施設用地）が設定されています。（令和7年7月現在）

(単位:ha)

区分 地区名		農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
地域区分	地区区分	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
中山間地域A	御調(A-1)	305.91 313.37	305.91 313.37	-	-	-	-	-	-	-	2.31	2.31	-	308.22 315.68	308.22 315.68	-	-
	尾道北部(A-2)	218.27 218.29	218.27 218.29	-	-	-	-	-	-	-	1.63 1.62	1.63 1.62	-	219.90 219.91	219.90 219.91	-	-
岸丘地陵域・B沿	尾道南部(B-1)	20.25	20.25	-	-	-	-	-	-	-	0.02	0.02	-	20.27	20.27	-	-
島しょ部地域C	向島(C-1)	78.41 78.46	78.41 78.46	-	-	-	-	-	-	-	0.03	0.03	-	78.44 78.49	78.44 78.49	-	-
	因島(C-2)	153.26 153.33	153.26 153.33	-	-	-	-	-	-	-	0.61	0.61	-	153.86 153.94	153.86 153.94	-	-
	瀬戸田(C-3)	717.82 717.76	717.82 717.76	-	-	-	-	-	-	-	0.23	0.23	-	718.06 717.99	718.06 717.99	-	-
計		1,493.92 1,501.47	1,493.92 1,501.47	-	-	-	-	-	-	-	4.83 4.82	4.83 4.82	-	1,498.75 1,506.29	1,498.75 1,506.29	-	-

(注) 現在は、令和8年1月現在、将来はおおむね10年後

※現状の数値で整理

イ 用途区分の構想

(A-1) 御調地区

この地区は、旧御調町の地域で、大部分が中山間地域になっています。基盤整備については、平坦地を中心に、年々計画的に実施していますが、引き続き、ほ場整備・暗渠排水・農道等の整備を進め、生産条件を高めていく必要があります。今後は、集落法人等の育成強化を進める中で、作付地の集団化と高収益作物の導入や不作付地の解消・地力の増進を図り、現況農用地を中心に優良農地の保全に努めます。併せて、田畠輪換等による農用地の高度利用を図ります。畠については、軟弱野菜などの生産ほ場としての利用を促します。

農業用施設用地については、隣接する農用地と一体的な利用を図ります。

別 記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域番号」欄に掲げる区域に含まれる土地のうち、「区域の範囲」欄に掲げる土地を農用地区域とします。

なお、「区域の範囲」欄に掲げる現況農用地とは、平成 24 年 5 月 1 日現在で土地課税台帳に記載されている土地に含まれるものとします。

【A-1：御 調】

区 域	区域の範囲		除外地番
A-1-4 (河内)	大字丸門田		
	字久保	140	
	字四反畠	甲 1421、1382-1、1383-1、1404-1、1423-1、1424-1、 1426-1、1427 追加する新地番 1423-3、1424-5	H25 編入あり
	字保寺	1429、1441-1、1445、1448、1449、1450-1、1453-1、 1455-1、1456-1、1458-1、 1459-2、1461-1、1462-1、 1463-1、1463-2、 1463-3、 1464-2、1464-3、1464-4、 1465、1466、1467-2、1467-3、1468-1、 1471-1、1471-2、 1472-13、1491-6、1496-1、 1498-1、1499-1、1500-1、 1500-2、1501-1 追加する新地番 1459-8、1465-1、1466-1、1468-3、1499-3	1436 H25 編入あり
	大字丸河南		
	字下一徳	1-1、1-3、1-4、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、 2-7、2-8、2-9、3-1、3-2、4-1、4-2、4-3、5-1、 5-2、5-3、5-4、6-1、6-2、7-1、8-2、8-3、8-4、 9-1、9-2、9-3、9-4、10-1、10-3、11-1、11-2、11-3、 12、13、14-1、14-2、14-3、14-4、16-1、16-2、17-1、 17-2、17-3、18-1、18-2、18-3、19-1、20、22-1、 22-2、23-3、23-4、23-5、24-1、25-1、25-2、26-1、 27-1、27-2、28-1、28-2、28-3、28-4、28-6、29-2、 29-3、29-4、30-1、30-2、30-3、31-1、32-2、32-4、 33、34-3、34-4、34-5、34-6、34-7、36、37(合併)、 38-1 追加する新地番 12-1、12-2、13-1、13-2、20-1、20-2、20-3、22-3、 22-4、24-3、24-4、26-3	
	字上一徳	39-1、 39-2、39-3、39-4、 40-1、40-2、 40-3、40-4、 41-1、41-2、 41-3、41-4、42-2、 42-4、 43-3、44、 45-1、46、47-1、48-1、49、50-1、51、52-1、53-1	133

区 域	区域の範囲	除外地番
	<p>54-1、54-2、55、56-1、56-2、56-3、56-4、56-5、56-6、57-1、57-2、57-3、57-4、58、59-1、59-2、60、61-1、62-1、63-1、64、65、66、67、68-1、68-2、69-1、69-2、70、71、72-1、72-2、72-3、73-1、75-1、75-3、75-4、77-1、78、79-1、80-1、80-2、81-1、83-1、85、88-89、90-2、91-1、93-1、93-2、95、97、98、99、100-1、100-4、100-5、101、103、104、105、106、107、108-2、108-6、109-2、109-5、109-10、109-12、109-13、111-1、112-1、113-1、114-1、115、116-1、116-2、117-1、117-4、118-1、118-3、118-4、118-5、119、120-1、123-1、124-1、125-5、126、127、128、129-1、129-2、130、131、132、134、135、137-4、138、139、140-1、140-2、142-2</p> <p>追加する新地番 44-1、46-1、49-1、60-1、64-1、65-1、66-1、78-1、85-1、88-1、95-1、97-1、99-1、101-1、105-1、106-1、115-1、115-2、115-3、117-7、117-8、119-1、126-1、127-1、128-1、138-1</p>	
字長院	148-1、150、152-1、153-1、153-2、154、155、156-1、156-2、157、158、160、161-1、162-1、163-1、 164-1、165-1、166、167	
	<p>追加する新地番 166-1、166-2、167-1、167-2</p>	
字滑ラ	253、254、255、256、257、258、261(合併)、264-0(1)、266、269、270、271、272、273、274、275、276、278、279、280、281、328、329、330、348-1、348-2、374-2、 376-2、377、378-1、379-2、381-1、381-2、381-4、381-5、382、383、384、385、386-1、386-2、386-4、386-5、387-1、387-2、388、389-1、389-2、389-4、389-5、390、391、392、393、394、395-2、396、397、398、399、 400-1、400-2、401-1、404、405、406-1、407-1、408、410、411-0(1)、412-1、412-2	326-1 371-1、371-3 を 371-3 と 371-7 に分筆後 371-7 を除外 371-2、371-3、 371-4 、 375-1(0)1 、 375-1(0)2
	追加する新地番 377-1、380-6、382-1、382-2、392-1、396-1、398-1	
字湯戸	441、442、444-1、444-3、445-4、446-3、447-1、447-3、448-1、448-3、449-1、450、451、452-1、453、454-1、455-1、456-1、456-2、457、458、459、460、461、462、463-1、464-1、464-2、464-3、465、466、467-1、468-1、468-2、468-3、469、470、471、472、473、474、475-1、475-2、475-3、476-1、476-2、476-3、476-4、476-5、476-6、477、478-1、478-2、478-3、478-4、478-5、478-6、479、480、481-1、481-2、482-1、483、484-1、484-2、485-1、485-2、486-1、487、488、489-1、489-2、489-3、490-1、491、492-1、492-2、492-4、493、494、495-1、495-2、496、497、498、499、500、501、502-1、503-1、504-1、505-1、506、507-1、508-1、508-2、509、510、511、	446-1

区 域	区域の範囲	除外地番
	<p>512-1、512-2、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528-1、529-1、530-1、530-2、531-1、531-2、531-4、531-5、531-6、531-7、531-8、532-1、532-2、532-4、532-5、533-1、533-2、533-4、533-5、534-1、534-2、534-4、534-5、535、536、537、538-1、538-2、538-4、538-5、538-6、539-1、539-2、539-4、539-5、540、541-1、541-2、541-4、541-5、542-1、542-4、542-5、543-1、543-4、543-5、544-5、544-6、545-2、545-4、545-5</p> <p>追加する新地番</p> <p>441-1、442-1、447-4、450-1、451-1、457-1、458-1、459-1、460-1、461-1、462-1、465-1、467-4、470-1、473-1、480-1、483-1、487-1、488-1、491-1、493-1、494-1、496-1、497-1、498-1、515-1、516-1、517-1、518-1、519-1、520-1、521-1、522-1、523-1、524-1、525-1、527-1、536-1、540-1</p>	
字友末	<p>546、547-1、547-2、547-3、547-4、547-5、548-1、548-3、548-4、548-5、549-3、551-2、552-1、552-2、553、554、555、556-1、556-2、557、559-1、560、568-1、568-2、570-1、570-2、571-1、571-2、572-1、572-2、572-3、572-4、572-5、572-6、573-1、573-2、573-3、573-2、578-3、579-2、580-1、580-2、581、582-2、583-1、583-3、584-1、584-2、585、591-3、591-5、591-8、593-1、593-3、594-2、595-1、596、597、598、599、600、609、610、614、615-3、615-4、616-3、616-4、617、618-1、618-2、618-3、620-1、621-2、622-1、622-2、623-1、626-3、627-3、632-1、632-4、633-3、634-1、634-2、634-3、635-1、637、638-1、638-2、638-3、639-2、639-4、640-1、640-3、640-4、641-1、642、643-1、647-1、647-3、648-1、648-2、649(合併)、649-1、651、652-1、652-2、655、656-1</p> <p>追加する新地番</p> <p>553-1、553-2、555-1、573-4、581-1、596-1、598-1、599-1、600-1、601-1、637-1、637-2、640-5、648-3、651-1、652-3</p>	甲 563-1、567、594-1
字国兼	<p>657-1、658-1、659-1、659-2、660、661-1、661-2、662、663、664、665-1、666-1、667-1、668-1、669-1、669-2、670-1、670-2、670-3、670-4、670-5、670-6、670-7、670-8、670-9、670-10、670-11、670-12、671-1、671-2、672、673、674、675、676-1、676-2、677、678、679、680-1、680-2、681、682-1、683-1、684、685、686-1、688、689-1、693-1、694-1、696、697、698、699-1、699-2、699-3、700、701、702、703、704-1、704-2、705、706-1、706-2、707-1、707-2、711-1、711-2、713、714-1、715-1、716-1、717、718-1、718-3、729-1、729-2、730-1、746、747、749、750-1、750-2、753、754、755、756-2、757、758、759-1、761-1、762-1、763-1、764-1、764-2、766、767、768-1、768-2、769-1、769-2、</p>	H25 編入あり

区 域	区域の範囲	除外地番
	<p>770-1、772、773、774-1、774-5、775-2、776、777(合併)、779、780-1、781、782-1、782-2、784-2、785、 787-1、787-2、789、791、792、793</p> <p>追加する新地番</p> <p>657-3、662-1、663-1、664-1、672-1、673-1、674-1、 675-1、677-1、678-1、678-2、681-1、684-1、684-2、 685-1、685-2、688-1、696-1、696-2、701-1、701-2、 703-1、705-1、705-2、713-1、717-1、717-2、754-1、 767-1、788-1、793-1</p>	
字大羽谷	<p>820-2、822-1、822-2、825、826、827、828-1、828-2、 828-3、829-1、829-2、829-4、829-5、829-6、830-2、830-3、830-4、831、832-1、832-2、833-1、833-2、 835、836、841-2、843、844、845-1、847、848-1、 848-2、855-1、855-2、855-3、856-1、856-2、856-3、856-4、858-3、858-4、859-1、859-3、859-4、862、 863-1、863-2、864-1、864-2、865、866-1、867-3、868-1、868-2、869-1、869-2、871、873、874、875、876、877、878(合併)、881、886、887-1、887-2、888-1、888-2、889-1、889-2、890-1、890-2、891-1、891-3、891-4、892-1、895、896、899-2(合併)、901、902-1、902-2、903-1、903-2、904、905-1、906-1、907-1、908、909、910、911、914、916、917、919、920、922、928-1、929-1、929-2、930-1、930-2、931-1、931-2、932-1、933-1、933-2、934-3、935、936-1、936-2、937-1、937-4、938-1、939-1</p> <p>追加する新地番</p> <p>855-5、864-3、865-1、868-3、871-1、875-1、890-3、 901-1、901-2、904-1、906-3、908-1、908-2、911-1、 911-2、911-3</p>	854、867-1、 879-1、883、 884-1、885、 899-1、912、913、 937-3、934-2
字保地	<p>942-1、943-1、943-2、943-4、944-1、945-1、945-2、 945-4、945-6、945-7、945-8、946-1、946-3、946-4、946-5、946-6、947-1、947-2、947-3、948-1、948-2、948-3、949-1、949-2、949-3、949-4、950、953、954、955-1、956、957-1、957-2、958-1、959、960、961-2、966、967-1、968、969-1、970-1、971-1、972-1、973-1、974-1、975、976-1、976-3、977-1、977-3、978-3、978-4、979-1、979-4、983、984(合併)、987、988、989、990、991-1、991-3、992-1、992-3、992-4、993-1、993-3、993-4、994-1、994-2、995-1、995-2、996-1、996-2、996-3、996-4、997、998-1、998-2、999-1、999-4、999-5、1000-1、1000-3、1000-4、1001、1002-1、1002-2、1002-3、1003-1、1004-1、1004-2、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013-1、1013-3、1013-5、1013-6、1014-3、1015-5、1015-6、1016-2、1016-3、1018、1019、1020、1021、1021-2、1022、1023-1、1027、1028-1、1033、1034、1035、1036-1、1036-2、1037、1038、1041、1044(合併)、1047、1048、1049-1、1052-1、1054-1、1055-1、1055-2、1055-3、1056-1、1056-2、1056-3、1057-1、1057-2、1057-3、1057-4、1057-5、</p>	1067-5

区 域	区域の範囲	除外地番
	<p>1057-6、1058-1、1058-2、1060-2、1061、1062-1、1062-2、1063、1064、1065、1066、1067-6、1068-1、1068-3、1069-1、1069-3、1070-1、1070-2、1070-3、1071、1072-1、1072-2、1073-1、1073-4、1073-5、1073-6、1074、1075-1、1075-2、1076-1、1076-3、1076-4、1077-3、1078-3、1079-3、1082、1083、1084、1085、1086-1、1086-2、1086-3、1086-4、1087-1、1087-2、1088-1、1090-1、1090-2、1090-3、1091-1、1091-3、1092-2、1092-3、1093-1、1093-2、1095-1</p> <p>追加する新地番</p> <p>950-1、953-1、954-1、955-3、959-1、959-2、960-1、960-2、968-1、983-1、987-1、988-1、989-1、990-1、1001-1、1009-1、1010-1、1019-1、1020-1、1021-1、1027-1、1040-1、1041-1、1052-2、1054-4、1055-5、1061-1、1064-1、1065-1、1069-4、1074-1、1083-1、1084-1、1085-1</p>	
字叶宗	1110、1112、1117-1、1117-2、1119-1、1121-3、1124-2、1125-2、1126、1127、1128-1、1129、1137、1139、1141、1152、1153、1154、1155、1158、1159、1160	
大字徳永		
字実森	<p>23、24、25、26、27、28-1、29、30、32-1、32-2、33-1、34、35、36-1、37、38-1、38-2、38-4、39-1、40-1、40-3、41-1、41-2、42、43-1、45、46-1、46-2、47-3、48-3、56-1、57-2、58-3、58-4、59-1、60、61、62-1、63、64-1、65-1、66、67、68-1、69、70、71-1、72-1、73-1、73-4、74、76-1、76-2、77、78-1、78-2、79-1、89-1、90、91-1、91-2、91-4、94-1、95-1、96、97-1、98-1、98-4、99-1、100-1、100-2、101-1、102-1、102-4、103、104、105-1、105-3、108-1、108-2、110-1、110-2、111、112、113-1、113-3、114-2、115-1、116、117-1、118-1、119-1、120、121-1、122-1、123、124、125-1、125-2、126、127-1、127-2、129-1、129-2、130-1、130-3、131-1、132、133-1、134-1、135-1、136-1、136-2、137-1、137-2、甲138、139、140、141-2、141-3、142、143-2、143-3、144、145-1、146、147</p> <p>追加する新地番</p> <p>27-1、29-1、42-1、45-1、45-2、45-3、56-4、57-3、60-1、60-2、63-1、70-1、80-1、80-2、80-3、91-5、96-1、103-1、104-1、104-2、104-3、108-8、112-1、112-2、112-3、120-1、120-2、120-3、120-4、128-1、132-1、142-1、144-1、144-2</p>	
字石丸	<p>150-1、150-2、151、153-2、154、155-1、155-3、156-2、158-1、158-2、162-1、162-2、166、172、174-1、176-2、178-1、179-1、180-1、182-2、183-1、184、187-1、187-3、188-1、188-2、189、190-1、191、192、193-1、195-1、196-1、197-1、197-2、198、199-1、199-2、200、201、202、203、204、205、206、208、209-1、209-2、210-1、211-1、212-1、213-1、214-1、214-2、215-1、215-3、220、221-1</p>	<p>169-2、178-2 262-3 の一部 270-2、270-3</p>

区 域	区域の範囲	除外地番
	<p>222-1、222-2、222-4、223-1、223-8、223-9、223-10、 225-1、225-4、225-5、225-6、226-1、226-2、226-4、 226-5、227、228-1、228-2、228-3、228-4、229、 230-1、230-2、230-3、230-4、230-5、230-6、230-7、 230-8、231-1、231-3、231-4、232-1、232-7、233-1、 233-2、234、235、236-1、236-2、237-1、238-1、 239-1、239-3、239-4、243-1、244、245、247、248、 249-1、249-5、250、251、252-1、253-1、253-2、 253-3、254、255、256-1、257-1、258、262-3、262-4、 263、264、265、266、267、268、269-1、269-2、272-4、 272-6、272-7、275-1、275-3、275-10、276、277-1、 277-2、277-3、277-4、279-2、280-1、280-2、281-1、 281-2、281-3、282、284-3、289-1、289-2、289-4、 290-1、290-2、292-1、293-2、293-3、293-4、293-8、 296-1、296-2、296-3、297-2、298-1、299-1、302、 304、305-1、308、309-1、310-2、313-1、313-2、 313-3、314-1、314-2、甲 315、316-2、318、319、 320-2、320-3、321、322、323-1</p> <p>追加する新地番</p> <p>153-3、153-4、162-6、180-6、189-1、191-1、198-1、 198-2、201-1、203-1、205-1、205-2、211-3、227-1、 227-2、227-3、229-1、233-4、233-5、236-4、238-3、 244-1、245-1、248-1、264-1、264-2、264-3、268-1、 276-1、276-2、276-3、292-3、294-6</p>	
大字大田		
字宮之下	<p>1050-1、1051-1、1051-2、1056、1057、1058、1059-1、 1059-2、1060-1、1060-2、1060-3、1060-4、1060-5、 1062、1064-1、1065-1、1066、1067-1、1067-2、1067-3、 1068-1、1069、1070-1、1070-2、1071-1、1071-2、 1072、1073、1074、1075-1、1075-2、1075-3、1076-1、 1076-2、1076-3、1076-4、1077-1、1077-2、1078-1、 1078-2、1078-3、1079-1、1079-2、1080-1、1080-2</p> <p>追加する新地番</p> <p>1066-1、1069-1、1072-1、1074-1</p>	

【A-2 尾道北部】

区 域	区域の範囲		除外地番
A-2-3 (美ノ郷町)	美ノ郷町本郷		
	字鐘鋸場	2752-1、2752-4	
	字入町	2854-1、2855-1、2855-3、2856-1、2857-1、2859-1、 2860-1、2861-1、2861-2、2863-1、2864	
	字伊屋尻	2944-1、2944-3、2946-1、2947-1、2947-3、2948-2、 2949-1、2949-2、2950-1、2950-2、2950-4、2951、 2952-1 、2953-1、2955-1、2956-1、2957-1、2959-1、 2961-1	2959-1 の一部 2952-1

【C-1：向 島】

区 域	区域の範囲		除外地番
C-1-2 (向島町)	向島町		
	有井、宇立・土井、干汐、兼吉、川尻、田尻（該当なし）		
	津部田		
	字六反株	15111、15112、15113、15114、15115-1、15116、 15117-1、15118、 15124-1 、15124-2、15125、15126、 15127-1、15127-3、15128-1、15128-3、15131-1、 15131-2、15132-1、15133、15135、15136-1、15136-2、 15137、15138、15139-2	15132-2 15124-1

【C-2：因 島】

区 域	区域の範囲		除外する土地
C-2-1 (三庄)	因島三庄町		
	字甲田	1790、1791、1792、1793、1794、1795、1796、1797-1、 1797-3、1798-1、1798-2、1799、 1800 、1801、1802-1、 1802-2、1802-3、1803-1、1805、1811-3	1800
	字大森	1834-1、1834-2、1834-5、1835-1、1836-1、1837-1、 1840-1、1841-1、1842、1843、1845、1846-1、1847-1、 1858-1、1859、1860-1、1861、1862、1863、1864、 1865、1866、1867-1、1868、1870、1871、1872、1873、 1874、1878、1881、1882、1883、1884-1、1884-2、 1885、1886、1887、1888、1890、1891、1892、1893	1880、1860-2

【C-3 : 瀬戸田】

区 域	区域の範囲		除外地番
C-3-2 (西 部)	大字中野		
	字脇下	3、4、5、6、7、9、10、11、12、13、14-1、15、16-1、17-3、18-1、21、49-1、49-3、50-1、50-4、59-1、76、77、78、80-1、80-2、81、82、83-1、84-1	35-2、41、63-2、69-1、69-4、71-1、72-1、80-3
C-3-4 (高 根)	大字鹿田原		
	字丸山	258、259、260、261、262、263、264、265-0(1)、266、267、269、270、271、272-1、279、 283-0(1) 、283-2、289-1、289-2	R7 分筆登記による 変更あり
	大字高根		
	字大畠	1、2、4-1、5、6-1、6-3、8、9、10、11-1、11-2、12-1、12-2、13、14、15、16、16-1、17、18、19、21-1、22、23、24-1、24-2、26、27-1、28-1、28-2、29-1、30-1、30-3、31、32、33-2、34-1、35、36、37、41、42-1、42-3、43-1、43-2、44、46-1、46-2、51	
	字滝山(1)	1551-1、1552、1553-1、1554-1、1555-1、1559、1560、1562-1、1563、1565-1、1565-3、1566、1567、1568、1569-1、1570-1、1571、1573、1575、1576-1、1576-2、1577、1578、1579、1580、1581、1582-1、1583-1、1583-4、1583-5、1584、1585-1、1585-2、1586、1587、1588、1589-1、1591、1592-1、1593、1594、1595、1597、1598、1599、1600-1、1601-1(1)、1602、1603、1604-1、1605-1、1606-1、 1606-2 、1607-1、1608、1609、1610、1611-1、1611-2、1612、1613、1615-1、1616-1、1617-1、1618、1619、1620、1621、1622、1623-0(1)、1624、1625-1、1626、1627、1628、1629-1、1629-2、1630、1631-2、1632-1、1633、1634-1、1635-1、1635-2、1636-1、1636-2、1636-3、1636-4、1637、1638-1、1638-2、1639-1、1639-2、1640、1641-1、1641-2、1642、1646、1648-1、1648-2、1649、1651-1、1653-1、1653-3、1654	R7 編入あり

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

第1の1の(1)のイの(ウ)「現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針」に掲げる区域の土地は、農用地区域とします。

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとします。

なお、「用途区分」欄に掲げる現況農地とは、平成24年1月1日現在で土地課税台帳に記載されている土地で、次に掲げる土地とします。

①登記地目、現況地目とも農地である土地

②登記地目が農地である土地

地区・区域番号	用 途 区 分
A-2-1 (尾道北部)	<p>農 地 : 下記農業用施設用地として区分した以外の土地</p> <p>原田町梶山田(上小味ライスセンター) 小原(小原西ライスセンター)</p> <p>農業用施設用地 : 原田町梶山田 字山之神 2911-1 原田町小原 字地原 1357-1 原田町小原 字青谷 1570-2</p> <p style="color:red;">原田町梶山田 字洗足 3817-1 の一部</p>
A-2-2 (尾道北部)	<p>農 地 : 下記農業用施設用地として区分した以外の土地</p> <p>木ノ庄町 市原(市原ぶどう組合選果場) 畑(畑ぶどう組合選果場)</p> <p>農業用施設用地 : 木ノ庄町木梨 字山田 309 字讚岐口 99-2 字風呂ノ上 301-4、303-1(1) 字大塔田 451 の一部 木ノ庄町木門田 字国重 2080-1、2080-2</p>
A-2-3 (尾道北部)	農 地 : 現況農地

編入-4 (H25)

【A-1 御調町】

区域	編入する範囲
A-1-4	大字丸門田
	字四反畠 1404-1
	字保寺 1461、1499
	大字丸河南
	字国兼 781
	大字徳永
	字石丸 225-4

【C-3 濑戸田町】

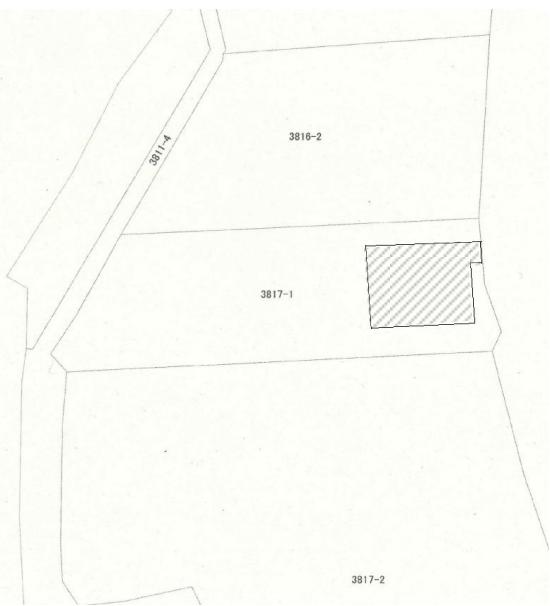
C-3-1	大字林
	字炭床 3234
C-3-4	大字高根
	字古山 738-1

【C-3 濑戸田町】

区域	編入する範囲	
C-3-4	大字高根	
	字滝山	1606-2

(令和 8 年 月 日公告)

原田町梶山田字洗足 3817-1 における農用地区
域 602 m²のうち、斜線部分(74 m²)は農業用施設
用地



別図 3